

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令（7件）.....（畜産振興課）	45
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	49
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	49
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	50
○道路の供用の開始.....（道路課）	50
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	50
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	51
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（6件）.....	51
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	53
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	54

告 示

北海道告示第151号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
空知総合振興局一円	平成25年4月1日から5月10日まで
当 別 町	同 7月1日から8月2日まで
室 蘭 市	同 4月1日から8月31日まで
苫 小 牧 市	同
登 別 市	同
伊 達 市	同
豊 浦 町	同
壮 瞥 町	同
白 老 町	同
厚 真 町	同
洞 爺 湖 町	同

留 寿 都 村	平成25年4月30日から6月14日まで
喜 茂 別 町	同

京 極 町	同	
俱 知 安 町	同	4月1日から5月10日まで
苫 小 牧 市	同	4月1日から8月31日まで
伊 達 市	同	
白 老 町	同	
小 清 水 町	同	4月8日から9月6日まで
湧 別 町	同	4月8日から11月15日まで
上 士 幌 町	同	7月1日から9月27日まで
鹿 追 町	同	4月1日から7月12日まで
幕 別 町	同	8月19日から11月1日まで
豊 頃 町	同	5月20日から8月2日まで
釧 路 町	同	5月13日から8月16日まで
標 茶 町	同	7月8日から平成26年2月14日まで
別 海 町	同	8月19日から平成26年3月14日まで
標 津 町	同	4月8日から平成25年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
空知総合振興局一円	平成25年4月1日から5月10日まで
当 別 町	同 7月1日から8月2日まで
室 蘭 市	同 4月1日から8月31日まで
苫 小 牧 市	同
登 別 市	同
伊 達 市	同
豊 浦 町	同
壮 瞥 町	同
白 老 町	同
厚 真 町	同
洞 爺 湖 町	同

安 平 町	同	
む か わ 町	同	
日 高 町	同	5月1日から7月31日まで
平 取 町	同	
新 冠 町	同	
浦 河 町	同	
様 似 町	同	
え り も 町	同	
新 ひ だ か 町	同	
江 差 町	同	4月1日から6月28日まで
上 ノ 国 町	同	
奥 尻 町	同	
釧 路 町	同	5月13日から8月16日まで
標 茶 町	同	7月8日から平成26年2月14日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第152号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
由 仁 町	平成25年5月27日から7月12日まで
浦 臼 町	同 4月1日から5月10日まで

札 幌 市	同	5月7日から6月7日まで
千 歳 市	同	5月27日から7月26日まで
新 ひ だ か 町	同	4月1日から6月28日まで
長 万 部 町	同	6月17日から8月23日まで
名 寄 市	同	4月1日から8月30日まで
上 川 町	同	
中 川 町	同	
天 塩 町	同	4月8日から6月7日まで
猿 払 村	同	4月1日から6月14日まで
小 清 水 町	同	4月8日から9月6日まで
湧 別 町	同	4月8日から11月15日まで
上 士 幌 町	同	7月1日から9月27日まで
鹿 追 町	同	4月1日から7月12日まで
幕 別 町	同	8月19日から11月1日まで
豊 頃 町	同	5月20日から8月2日まで
釧 路 町	同	5月13日から8月16日まで
標 茶 町	同	7月8日から平成26年2月14日まで
別 海 町	同	8月19日から平成26年3月14日まで
標 津 町	同	4月8日から9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
空知総合振興局一円	平成25年4月1日から5月10日まで
室 蘭 市	同 4月1日から8月31日まで
苫 小 牧 市	同
登 別 町	同
伊 達 市	同
豊 浦 町	同
壮 瞥 町	同
白 老 町	同
厚 真 町	同

洞 爺 湖 町	同	
安 平 町	同	
む か わ 町	同	
日 高 町	同	4 月 1 日から 6 月 28 日まで
平 取 町	同	
新 冠 町	同	
浦 河 町	同	
様 似 町	同	
え り も 町	同	
新 ひ だ か 町	同	
江 差 町	同	
上 ノ 国 町	同	
奥 尻 町	同	
名 寄 市	同	4 月 1 日から 8 月 30 日まで
上 川 町	同	
中 川 町	同	
釧 路 町	同	5 月 13 日から 8 月 16 日まで
標 茶 町	同	7 月 8 日から平成 26 年 2 月 14 日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第 153 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成 25 年 3 月 15 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	
留 寿 都 村	平成 25 年 4 月 30 日から 6 月 14 日まで	
京 極 町	同	
倶 知 安 町	同	4 月 1 日から 5 月 10 日まで
室 蘭 市	同	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
登 別 市	同	
壮 瞥 町	同	
小 清 水 町	同	4 月 8 日から 9 月 6 日まで
湧 別 町	同	4 月 8 日から 11 月 15 日まで
清 水 町	同	6 月 10 日から 8 月 9 日まで
中 札 内 村	同	4 月 22 日から 6 月 21 日まで
本 別 町	同	6 月 17 日から 8 月 16 日まで
浦 幌 町	同	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
釧 路 町	同	5 月 13 日から 8 月 16 日まで
標 茶 町	同	7 月 8 日から平成 26 年 2 月 14 日まで
別 海 町	同	8 月 19 日から平成 26 年 3 月 14 日まで
標 津 町	同	4 月 8 日から 9 月 30 日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後 24 か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第 154 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成 25 年 3 月 15 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
由 仁 町 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
北 見 市 同
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第156号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

- 平成25年3月15日
北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため
- 2 実施する区域及び実施の期日
実 施 す る 区 域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北海道一円。ただし、奥尻町、羽幌町、大宇陀町、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法

による。

北海道告示第157号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。

- 平成25年3月15日
北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北海道一円 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（山部中央地区農地保全整備（農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成25年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成25年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第159号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成25年3月15日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1

随意契約に係る物品等の名称及び数量

さけ稚魚 50,200,000尾
- 2

随意契約の相手方を決定した日

平成25年 2月28日
- 3

随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名

社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会

(2) 住 所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- 4

随意契約に係る契約金額

38,899,980円
- 5

契約の相手方を決定した手続

随意契約
- 6

随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。
- 7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

		北海道知事 高 橋 はるみ				
1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	植坂足寄停車場線				
3	道路の区域					
区		間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
足寄郡足寄町北 4 条 2 丁目 41 番 8 地先から			前	18.00mから	531.26m	一般国道241号重複
同郡足寄町北 1 条 4 丁目 30 番 1 地先（一般国道241号交点）まで				18.13mまで		L = 15.43m
			後	18.00mから	531.26m	一般国道241号重複
				28.72mまで		L = 15.43m

北海道告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 恵比島旭町線	雨竜郡沼田町字沼田117番54地先から	平成25. 3.15	
北海道空知総合振興局札幌建設管理部	同郡沼田町字沼田117番13地先まで		
道道 滑若新冠停車場線	新冠郡新冠町字若園10番 1 地先（河川敷地）から	平成25. 3.27	
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	同郡新冠町字若園 3 番 4 地先（河川敷地）まで		
道道 置戸福野北見線	北見市北上1061番 2 地先から	平成25. 3.15	
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	同市北上271番 1 地先（道道北見置戸線交点）まで		
道道 緋牛内北見線	北見市端野町協和340番 1 地先から	平成25. 3.15	
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	同市端野町協和328番 2 地先まで		

北海道告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年 3月15日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽清水 1 （ I - 1 - 68 - 605）
- (2)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市清水町（次の図のとおり）
- (3)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
- (4)

当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり
- 2 (1)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽清水 2 （ I - 1 - 69 - 606）
- (2)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市清水町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽清水3（Ⅰ－1－70－607） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市清水町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第163号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成25年3月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 旭川市 2 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・14号昭和通） 3 事 業 施 行 期 間 平成17年6月17日から平成26年3月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし	イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり47,172枚 (2) 複写機等賃貸借契約その2 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり28,851枚 2 落札を決定した日 平成25年2月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 (2)ア 氏 名 株式会社ダイマル イ 住 所 岩見沢市4条西5丁目7番地 4 落札金額 (1) 基本料金 2,000円 複写料金 0.64円 (2) 基本料金 300円 複写料金 0.66円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年1月25日付け北海道空知総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目
総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第12号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年3月15日 北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等賃貸借契約その1 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（2台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）	北海道空知総合振興局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年3月15日 北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価並びにフルカラー及びモノクロ1枚当たりの単価）及び数量 (1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 4台及び1月当たりフルカラー43,100枚、モノクロ14,900枚

- 2 落札を決定した日
平成25年 2月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社文明堂
(2) 住 所 岩見沢市 9条西 1丁目 1番地
- 4 落札金額
基本料金 36,000円
複写料金（フルカラー） 4.5円
複写料金（モノクロ） 1.5円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年 1月25日付け北海道空知総合振興局告示第 2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道空知総合振興局産業振興部調整課
(2) 所在地 岩見沢市 8条西 5丁目

北海道上川総合振興局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年 3月15日

北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成25年 2月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 旭川日産自動車株式会社
(2) 住 所 旭川市神居 4条 1丁目 1番37号
- 4 落札金額
1,354,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年 2月 1日付け北海道上川総合振興局告示第 6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 旭川市永山 6条19丁目 1番 1号

北海道オホーツク総合振興局告示第62号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年 3月15日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
(1) パーソナルコンピュータの賃貸借 109台分 一式
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 14台分 一式
(3) パーソナルコンピュータの賃貸借 6台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年 3月 1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)及び(2)
ア 氏 名 株式会社タカノ商事
イ 住 所 北見市常盤町 3丁目16番47号
(2) 1の(3)
ア 氏 名 株式会社H B A
イ 住 所 札幌市中央区北 4条西 7丁目 1番地 8
- 4 落札金額
(1) 152,250円
(2) 32,865円
(3) 26,250円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年 1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第 7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 網走市北 7条西 3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年 3月15日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) パーソナルコンピュータ 4台
 - (2) パーソナルコンピュータ 10台
- 2 落札を決定した日

平成25年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社小柳中央堂
 - (2) 住 所 北見市卸町1丁目5番地1
- 4 落札金額
 - (1) 386,400円
 - (2) 966,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成25年2月1日付け北海道オホーツク総合振興局告示第9号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局東部森林室管理課
 - (2) 所在地 北見市青葉町2番10号

北海道オホーツク総合振興局告示第64号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月15日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 49台
- 2 落札を決定した日

平成25年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社オフィスワン
 - (2) 住 所 網走市新町1丁目1番8号
- 4 落札金額

4,645,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成25年2月8日付け北海道オホーツク総合振興局告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成25年3月15日

北海道教育庁胆振教育局長 寺 脇 文 康

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油（J I S規格1種2号） 51,000リットル

イ 灯 油（J I S規格1号） 13,000リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成25年5月1日から同年9月30日まで
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

 - (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成25年3月15日から同年4月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成25年4月26日 午前10時（送付による場合は、同月25日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告予定時期
- (1) 名称及び数量
ア A重油 1,126,000リットル
イ 灯油 210,000リットル
- (2) 予定時期 平成25年10月頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
電話番号 0143-24-9610
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Fuel oil A 51,000 liters
b Kerosene 13,000 liters
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 26, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 25, 2013)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9610
-
- 北海道教育庁日高教育局告示第17号**
次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。
平成25年3月15日
北海道教育庁日高教育局長 田中秀俊
- 1(1) 落札に係る物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
日高教育局複写機等の賃貸借 1台分 一式（1月の複写予定枚数 41,000枚）
- (2) 落札を決定した日
平成25年3月4日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社かづさや書店
イ 住所 浦河郡浦河町大通5丁目2番地
- (4) 落札金額

ア 基本料金 23,600円
 イ 複写料金 2.5円
 (5) 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 (6) 一般競争入札の公告
 平成25年1月22日付け北海道教育庁日高教育局告示第2号
 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 ア 道立学校複写機等の賃貸借（西部地区） 6台分 一式（1台当たりの1月の複写予定枚数 5,200枚）
 イ 道立学校複写機等の賃貸借（東部地区） 7台分 一式（1台当たりの1月の複写予定枚数 7,100枚）
 (2) 随意契約の相手方を決定した日
 平成25年3月4日
 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
 ア(ア) 氏 名 株式会社なかむら
 (イ) 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2-1
 イ(ア) 氏 名 有限会社ファーマシーでぐち
 (イ) 住 所 日高郡新ひだか町三石本町168番地
 (4) 随意契約に係る契約金額
 ア(ア) 基本料金 20,500円
 (イ) 複写料金 1枚から1,000枚まで 4.2円
 1,001枚から5,000枚まで 3.8円
 5,001枚以上 3.2円
 イ(ア) 基本料金 20,500円
 (イ) 複写料金 1枚から1,000枚まで 4.2円
 1,001枚から5,000枚まで 3.8円
 5,001枚以上 3.2円
 (5) 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 (6) 随意契約によった理由
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課
 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号